

— 特記仕様書 —

施工条件明示書

工事番号	項目	工事名	令和6年度 野田排水区雨水枝線築造工事	事務所名	宮城県角田市	備考
		条件	内 容	施工方法		
1	共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。				
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置						
(1) 現場施工に着手する日の指定		○ある ●ない	令和 年 月 日、又は 契約日から○日以内 請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。 上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。「建設工事等の入札・契約制度の運用について」(平成21年8月31日付け出架第410号)			
3 工程関係						
(1) 関連工事による施工時期の調整		○ある ●ない		監督職員と協議を行い施工すること。		
(2) 施工時期による制限		○ある ●ない	官公庁の休日については、作業を行わないものとする。但し、上記工事との調整により、施工を行う必要が生じた場合は協議事項とする。	監督職員と協議を行い施工すること。		
(3) 関係機関との協議等の未成立		●ある ○ない	警察(交通管理者)	監督職員と協議を行い施工すること。		
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		●ある ○ない	上記機関の結果による。	監督職員と協議を行い施工すること。		
4 公害対策関係						
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		○ある ●ない	各関係法令、条例による。	監督職員と協議を行い施工すること。		
5 安全対策関係						
(1) 交通安全施設等の指定		○ある ●ない	警察協議の回答及び保安施設設置計画書による。	監督職員と協議を行い施工すること。		
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		○ある ●ない	施工に際し関係機関との調整・確認を行い施工すること。	監督職員と協議を行い施工すること。		
6 排水工関係						
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		○ある ●ない				
7 建設副産物対策関係						
(1) 共通事項		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場の受入れの可否を確認すること。				
(2) 建設発生土情報交換システム登録対象工事		○ある ●ない	土量、土質、土工期等に変更が生じた都度、当該システムのデータ更新を行うこと。 (搬出量で1,000m ³ 以上、搬入量で500m ³ 以上)	距離	制限時間	
(3) 建設発生土以外の 建設副産物	処理・処分	●ある ○ない	自由処分	2.5 km	時 分 ~ 分	
		●ある ○ない	伊具郡丸森町館矢間山田宇子沢地内	7.1 km	時 分 ~ 分	
		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。				
		●ある ○ない	亶理郡亶理町字龍内寺前地内	15.8 km	時 分 ~ 分	
		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。				
		○ある ●ない	アスファルト塊	km	時 分 ~ 分	
○ある ●ない	建設発生木材	km	時 分 ~ 分			
○ある ●ない	建設汚泥	km	時 分 ~ 分			
○ある ●ない	その他	km	時 分 ~ 分			
(4) 再生材の利用		●ある ○ない	種類・数量	再生クワッシャー RC-40		
8 工事現場のイメージアップ						
(1) イメージアップ		○ある ●ない	イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。			
9 品質証明						
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象		○ある ●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。			
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある ●ない				
10 標準的な設計図書による発注方式						
(1) 標準的な設計図書による発注方式		○ある ●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。			
11 資材関係						
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。				
(2) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。		○ある ●ない	1.暗渠排水管、植生基盤材等、及び視線誘導標は、宮城県グリーン製品を用いること。			
		○ある ●ない	2.盛土材、埋戻し材			
		○ある ●ない	3.その他()			
		○ある ●ない	4.その他()			
12 その他						
(1) 舗装の下請制限について		○ある ●ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。			
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無		○ある ●ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。			
(3) 三者会議の対象の有無		○ある ●ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。			
(4) 貸与資料の有無		○ある ●ない	本仕様書によるもののほか工事施工に關して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。			
(5) 工事写真の電子化の対象の有無		○ある ●ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。			

特記事項

項目	内容	施工方法	備考
1 住民への配慮について			
(1) 工事区間における対応	<ul style="list-style-type: none"> 当該路線は、一般車両及び歩行者の通行もあることから、工事周知看板を設置し、施工中のトラブルの防止に努める。 土砂搬出に伴うダンプ運搬について、公道通行時の法定速度の遵守、右左折時の安全確認の徹底に努める。 付近の環境に配慮し、粉塵対策として、工事区間内及び公道の清掃に努めるものとする。 	保安施設設置計画書を立案し、監督職員の承諾を得て、看板等を設置すること。	
(2) 住民への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 工事実施に先立ち、関係住民への事前説明(チラシ等の配布)の周知徹底すること。 	監督職員と協議を行った上で、事前説明方法を検討し、工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
(3) 現場内の管理	<ul style="list-style-type: none"> 現場内の管理を徹底し、事故を未然に防止すること。 	諸法令を熟知し、現場に即した措置を講じること。	
2 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物処理の報告	<ul style="list-style-type: none"> 本工事で発生した建設副産物等の処理については、設計計上されていないものについても「建設廃棄物処理計画書」を作成すること。 	建設廃棄物等を処理した場合は「建設廃棄物等処理結果報告書」、「マニフェスト」、「処理状況写真」を提出のこと。	
(2) 建設副産物の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> 本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。 	共通仕様書1-1-5に基づき施工計画書に明記すること。	
3 施工条件について			
4 その他			
(1) 契約終了後の提出物について	下記のとおりとする 1) 施工計画書 2) 保安施設設置計画書(警察協議)について、契約終了後速やかに提出を行うこと。	監督職員と協議の上提出すること。	
(2) 共通仕様書、マニュアルについて	内容について必ず確認すること。 1. 共通仕様書 : 令和5年10月1日以降適用 2. 土木設計マニュアル : 平成26年4月1日以降適用		
(3) 角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱について	1. 暴力団等の排除について (1) 乙が、この契約の履行期間中に角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱(平成20年11月1日施行、以下「排除措置要綱」という。)別表の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。 (2) 乙は、排除措置要綱別表の措置要件に該当し、角田市から指名除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除措置要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、当該下請負契約等の解除を求めることがある。 (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員及び暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに市長に報告するとともに、警察へ通報をしなければならない。 また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、当該下請負人等に対し、市長に報告するとともに警察への通報を行うよう指導しなければならない。 (4) 乙は、(3)に定める報告及び通報により、本市が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。 なお、暴力団員等からの不当要求又は妨害を受け、発注者への報告、関係機関への通報及び捜査協力が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。		

特記仕様書

工 事 名：令和6年度 野田排水区雨水枝線築造工事

工事場所：角田市 角田 字 町田 地内

1. 共通仕様書の適用について

本工事の施工にあたっては、「共通仕様書 土木工事偏Ⅰ・Ⅱ」（宮城県土木部制定）及び「土木工事共通仕様書(案)、土木工事施工管理基準及び規格値(案)」（国土交通省）並びに「下水道土木工事必携(案)」（公社）日本下水道協会に基づき、実施しなければならない。

2. 工事施工の段階確認・報告について

施工の段階確認・報告を有する工種及び工事段階は、以下のとおりで、段階確認書及び工事打合せ簿にて提出すること。

なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。

工 種	工 事 段 階	適 用
準備工	起 工 測 量	施工位置・延長・基準高確認報告書提出。
	地下埋設物調査	調査報告書提出。(架空線等調査含む)
仮設備工	掘削完了後	掘削深、土質、湧水量等確認。
基礎工	施工時	基礎厚、法線確認。

3. 現場管理について

1. 工事期間中は、工事現場における安全に関する巡視、点検、調整等工事区域内全般の監視あるいは、連絡を行ない安全の確保に努めなければならない。
2. 工事現場内での事故等が発生した場合は、速やかに監督員に連絡報告をすること。
3. 工事に伴う、現場事務所等に使用する際の用地借上げ費については、請負者の負担とする。
4. 現場事務所及び資材置場を設置する付近の家屋及び工作物等の調査を必要に応じて実施すること。

5. 近接する他の下水道工事等との実施工程を十分に請負者間で調整を行い、一般車両の通行及び歩行者に支障のないように工事を進めること。
6. 路面覆工を実施する際は、必ず路面の段差摺り付けをアスファルト合材にて行い、通行に支障のないようにし、夜間車両開放に伴う騒音振動が発生しないよう十分注意すること。
7. 工事期間内における工事区間の路面管理については、毎日路面の点検を実施し必要に応じて補修を行い、事故防止に努めること。

4. 仮設工について

1. 仮設においては、任意仮設を原則とするが設計図書に示されたものについては、請負者の計画を監督員の承諾を得て施工するものとし、その他のものについても施工計画書に明示しなければならない。
2. 仮設工の土留構造計算については、実施にあたり確認を必ず行い、仮設構造計算書を監督員に提出すること。

5. 品質管理について

1. 使用材料については、事前に監督員に品質・規格等を確認できる書類を提出すること。

また、ボックスカルバートについては以下のとおりとする。

種 別	規 格
ボックスカルバート	800×800 IB50R-RCBOX

6. 安全・訓練等の実施

(イ) 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 本工事内容等の周知徹底
3. 土木工事安全施設技術指針等の周知徹底
4. 本工事における災害対策訓練
5. 本工事現場で予測される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

(ロ) 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の

具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

(ハ) 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告に記録し報告するものとする。

7. 地元住民への対応

1. 請負者は、工事の施工に先立って監督員と協議の上、地元住民に工事の内容、施工方法、施工期間等について周知し、理解と協力を求め、工事の円滑な進行を図ること。
2. 前項のほか、工事期間中住民及び通行者が迂回路等を十分周知できる措置を講じること。

8. 法令等の遵守

請負者は、工事の施工に当たり、関係する法律及びその他の関係法令、条令、規則を遵守すること。

9. その他注意事項

1. 提出書類は、A4 サイズに統一して提出すること。
2. 週間工程については、毎週週始めに、週間工程表を提出し、施工及び工程打合せを実施すること。
3. 施工写真は、各工種毎に整理し、一工程完了後に提出し、施工及び管理方法について打合せをすること。
4. 工事請負契約書第18条の規定に関する条件変更が生じた場合は監督員に通知すること。
5. 工事完了後は、必ず社内検査を実施し、適正な出来形を確認の上、速やかに監督員の検査を受けること。
6. **本工事から発生する残土及び建設副産物の処理については、適切に処理し監督員に報告すること。また、積込み状況・運搬状況・処理状況について写真管理を必ず行い竣工時に提出すること。**
7. (イ) 当工事に使用するレディーミクストコンクリートは、別に指定のある場合を除き、高炉セメント B 種 (JIS R 5 2 1 1) の使用を原則とする。但し、請負者は高炉セメントの使用が明らかに不相当であると判断するに足る合理的理由が有る場合は、別途監督職員あて協議すること。
(ロ) 高炉セメントを用いたレディーミクストコンクリートを使用するにあたり、JIS 規格製品以外を使用する場合は、宮城県土木部共通仕様書に基づき、請負者は配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を監督職員に提出し、確認を得なければならないものとする。
8. 工事に伴う水替えについて

既設水路及び側溝に排水する際は、土砂等を分離し排水すること。

工事完了時に土砂等が工事により堆積した場合は浚渫を必ず実施すること。

9. 工事に伴う重機の移動及び稼働時における振動について

掘削時及び重機の移動時は十二分に注意を図ること。

10. 建物等調査について

事前に施工箇所に近接する工作物（ブロック塀・側溝等）の影響について必ず確認を行うこと。